

舞鶴市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定 及びパブリック・コメントの実施結果について

本市では、障害児者福祉サービスの提供体制の確保や必要な見込み量などを定め、障害福祉施策を推進していくための計画として、「舞鶴市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」（令和3～5年度）を策定しました。

計画では、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる、自立と共生社会の実現を目指し、国の指針に基づき7つの重点施策を定めています。

なお、計画の策定にあたり、市パブリック・コメント手続制度（市民意見募集制度）に基づいて、市民の皆さんから同計画案に対する意見を募集した結果は、下記のとおりでした。

記

- 1 計画概要 裏面のとおり
- 2 市パブリック・コメント手続制度の実施結果
 - (1) 募集期間 令和3年1月30日～令和3年2月28日
 - (2) 提出者数 1人
 - (3) 意見数 4件
 - (4) 意見に対する対応

| | |
|------------------------------|----|
| A：意見を踏まえ、修正等を行うもの | 0件 |
| B：意見を踏まえ、その趣旨を施策展開に反映させていくもの | 0件 |
| C：意見の趣旨が既に案に盛り込まれているもの | 2件 |
| D：意見に対する市の考え方を説明し、ご理解いただくもの | 2件 |
 - (5) 意見及びそれに対する市の考え方の内容
別紙のとおり
- 3 計画書の閲覧

市ホームページに掲載するほか、市障害福祉・国民年金課、子ども支援課、市政情報コーナー、西支所・各公民館・図書館等で閲覧できます。

【お問い合わせ先】

障害福祉・国民年金課：☎0773-66-1033、FAX0773-62-7957
子ども支援課：☎0773-66-1094、FAX0773-62-7957

第6期舞鶴市障害福祉計画・第2期舞鶴市障害児福祉計画の概要

基本理念～住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる、自立と共生社会の実現～

| 重点施策 | 今後の取組事項 |
|-----------------------------|---|
| (1) 施設入所者の地域生活への移行 | <ul style="list-style-type: none"> ●日常生活を支えるサービスの充実 ●障害者関連施策などの啓発活動等の推進 ●地域における共助の取組の推進 |
| (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 | <ul style="list-style-type: none"> ●他機関連携による包括的な支援体制の構築医療と福祉の連携強化 ●障害特性等の啓発活動などの推進 |
| (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●地域で安心して暮らすことができる体制の支援 ●地域住民等との相互理解の推進 ●地域の中の福祉人材等の養成・確保 |
| (4) 福祉施設から一般就労への移行等 | <ul style="list-style-type: none"> ●障害者しごとサポートセンターの活用 ●就労体験の機会の確保 ●福祉事業所製品の販売促進 等 |
| (5) 障害児支援の提供体制の充実・強化 | <ul style="list-style-type: none"> ●児童発達支援センターを令和5年度までに1か所設置 ●医療的ケア児支援の協議の場の設置・運用及びコーディネーターの適切な配置等を検討 ●難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の維持 ●保育所等訪問支援を利用できる体制の維持 ●児童発達支援および放課後等デイサービスの体制維持 ●学校教職員等への障害児理解教育の推進 |
| (6) 相談支援事業体制の充実・強化等 | <ul style="list-style-type: none"> ●重層的支援体制の整備 ●相談者にとって利用しやすい窓口体制 ●障害児から障害者へのスムーズな移行支援 ●相談支援事業所の周知 ●相談員以外の他機関等の支援者も含めた連携体制の構築 ●相談員の研修の機会の確保 |
| (7) 障害福祉サービス等の質の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ●事業所の経験値の共有 ●発達支援ファイルの活用の周知 等 |

【お問い合わせ先】

障害福祉・国民年金課：☎0773-66-1033、FAX0773-62-7957

子ども支援課：☎0773-66-1094、FAX0773-62-7957